

○本庁舎周辺整備構想庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 市役所本庁舎及び市民会館ほか、近い将来更新時期を迎える公共施設が集積する本庁舎周辺において、機能の集約化や適性配置による市民サービスの向上、危機管理体制の強化、業務の効率化、維持管理コストの削減を目的とした総合的な整備構想を検討するため、本庁舎周辺整備構想庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本庁舎周辺の総合的な整備構想の検討に関すること。
- (2) その他前号に関連する事項に関すること。

(組織)

第 3 条 検討委員会は、別表第 1 に掲げる者をもって組織する。

2 検討委員会に会長及び副会長を置き、会長は政策局長を、副会長は財務局長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 検討委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第 6 条 検討委員会の所掌事務について、庁内の連携、調整を図るとともに、検討委員会における整備構想の検討資料を作成するため、検討委員会の下に幹事会を設置する。

2 幹事会は、別表第 2 に掲げる者をもって組織する。

3 幹事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第 7 条 検討委員会の事務局は、政策局政策総括室政策推進課に置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 7 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

別表第1 (第3条関係)

政策局	政策局長：会長 政策総括室長 参与（施設・まちづくり担当） 都市計画部長
財務局	財務局長：副会長 財務総括室長 資産管理部長
産業文化局	産業文化局長 産業部長 文化スポーツ部長 生涯学習部長
健康福祉局	健康福祉局長 保健所副所長（事務）
土木局	土木局長 道路部長 公園緑化部長 営繕部長

別表第2 (第6条関係)

政策局	施設・まちづくり担当参与 政策推進課長 政策推進課担当課長(施設・まちづくり担当) 都市計画部長 都市計画課長
財務局	資産管理部長 管財課担当課長(施設マネジメント推進担当) 庁舎管理課長 財政課長
産業文化局	労政課長 文化スポーツ課担当課長(文化担当) 生涯学習企画課担当課長(図書館・越木岩センター担当) 読書振興課長 読書振興課担当課長(図書館企画担当)
健康福祉局	保健総務課長
土木局	道路建設課担当課長(道路計画・調整担当) 公園緑地課長 営繕課長